

第1章

実効性のある

「架け橋期の教育」の実現に向けて

1 国における幼保小接続に関する主な法令改正等の変遷

幼児教育と小学校教育の接続に関することは、いつから示されているのですか。

- これまで、幼稚園教育要領は、幼稚園における教育水準を全国的に担保することを目的に教育課程の基準を大綱的に定めるものとして、昭和31年以降、平成29年の改訂に至るまで、幼児期の子供の学びや生活を充実するために、累次の改訂がなされてきました。
- また、保育所保育指針は、保育所保育の基本となる考え方や保育のねらい及び内容など保育の実施にかかわる事項や運営に関する事項について定めています。保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性としており、昭和40年以降、平成29年の改定に至るまで、保育所保育指針のうち、3歳児以上の保育に関する教育的側面については幼稚園教育要領との整合性が図られてきました。
- 平成19年に学校教育法が改正され、幼稚園が学校教育のはじまりとして、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確になるよう、各学校種の中で最初に規定されるとともに「義務教育その後の教育の基礎を培う」ものとして、目的及び目標が明確化されました。
- これらを受け、平成20年に改訂・改定された幼稚園教育要領と保育所保育指針、同年に改訂された小学校学習指導要領では、幼児期の教育と小学校教育の接続に関して相互に留意する旨が定められ、小学校学習指導要領では、生活科を中心とした合科的・関連的な指導を行うなど工夫することが定められました。
- 平成22年には、文部科学省の調査研究協力者会議（オブザーバー：厚生労働省）において「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」が取りまとめられました。当該報告においては、学びの芽生えの時期である幼児期から自覚的な学びの時期である児童期への円滑な移行を図ることが重要であること、幼児期から児童期に求められる教育、幼小接続における教育課程の編成・指導計画作成上の留意点、幼児期の終わりまでに育ってほしい幼児の具体的な姿などが示され、現行の幼稚園教育要領等の改訂・改定にもつながっています。
- 平成29年に改訂された現行幼稚園教育要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質・能力を子供に育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、育成を目指す資質・能力の明確化や主体的・対話的で深い学び」が実現するようにすることが示されました。
- また、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領についても、教育に係る側面のねらい及び内容に関して、3要領・指針のさらなる整合性を図る改訂・改定が行われました。
- 令和4年子ども基本法が成立し、「次代の社会を担う全てのこどもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ること」ができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進していくことになりました。
- 令和5年4月には、こども施策を強力に推進する司令塔として、子ども家庭庁が発足し、子どもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、子どもの権利利益の擁護に取り組むこととされており、全ての子どもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の充実に取り組むことが求められています。

2 幼児教育と小学校教育

幼児教育と小学校教育の特徴は何ですか。

幼児教育と小学校教育には、他の学校段階間の接続に比して、子どもの発達に起因する、教育課程の構成原理や指導方法等の様々な違いが存在しています。このため、保育園・幼稚園・小学校においては、これらの違い等を認識しながら、幼児教育と小学校教育の円滑な接続に取り組むことが求められます。それは、幼児教育と小学校教育の教育課程の構成原理等の違いは、子どもの発達の段階に応じた教育を行うために必要な違いではあるものの、子ども一人ひとりの発達や学びは幼児期と児童期ではっきりと分かれるものではなく、つながっているからです。

そこで、幼児教育と小学校教育の特徴を、教育課程等や教育方法などから整理したものを以下に示しました。

	幼児教育 (保育園・幼稚園・認定こども園)	小学校教育
教育の目標	「気づく」「考える」「工夫する」「興味をもつ」「関わる」などの <u>経験を重視</u>	「～できるようになる」「～わかるようになる」などの <u>目標への到達度を重視</u>
教育の方法等	<u>遊びをととした総合的な指導</u>	各教科等の目標・内容に沿って選択された <u>教材による授業</u>
要領等	幼稚園教育要領 保育所保育指針 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 五つの領域からなる「ねらい」と「内容」 (健康・人間関係・環境・言葉・表現)	小学校学習指導要領 各教科等における目標及び内容 (国語科、社会科、算数科、理科、生活科、音楽科、図画工作科、家庭科、体育科、外国語科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動)
共通 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿） 10の姿を念頭に置きながら、小学校以降の生活や学習の基盤となる資質・能力を育成する 10の姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼児期に育まれた資質・能力を踏まえて、教育活動を実施する		
教育課程等	一人ひとりの資質・能力を育んでいくよう教育の内容等を組織的かつ計画的に編成	
教育方法	「主体的・対話的で深い学び」の実現	

* 「幼児教育と小学校教育がつながるってどういうこと？」（令和6年 文部科学省）から引用

子どもの発達や学びは、幼児期と児童期とでつながっており、連続性・一貫性をもって構成されており、一人ひとりの資質・能力を育てていくことに変わりはありません。

3 架け橋プログラムとは

「架け橋プログラム」とは何ですか。

(1) 架け橋プログラム（※1）とは

「幼保小の架け橋プログラム」は、5歳児から小学校1年生までの2年間を「架け橋期」として、架け橋期の教育の充実を図るため、保育園・幼稚園・小学校の保育士、教員はもとより、保護者や地域住民等、子どもに関わる大人が立場の違いを越えて自分事として連携・協働し、この時期にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育めるようにすることを目指すものです。

具体的には、幼児期から児童期の発達を見通し、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、発達の段階を踏まえ、一人ひとりの多様性や学びの連続性に配慮しつつ、カリキュラムや教育方法の充実・改善にあたり、教育の内容や方法を工夫して「架け橋期の教育」を推進することが求められています。

(1) 架け橋プログラムのねらい

架け橋期の教育について、子どもの成長を切れ目なく支える幼保小の円滑な接続を意識することが重要です。

「架け橋プログラム」のねらいは何ですか。

「幼保小の架け橋プログラム」のねらいとしては、

- 幼児期から児童期の発達を見通しつつ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的にとらえ、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携して、カリキュラム・教育方法の充実・改善にあたることを推進すること
 - 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針に示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（※2）の正しい理解を促し、教育方法の改善に生かしていくことができる手立てを普及すること
 - 架け橋期に園の先生が行っている環境の構成や子どもへの関わりに関する工夫が見える化し、家庭や地域にも普及していくこと
- などがあげられています。

※1 「幼保小の架け橋プログラム」

幼児教育の質的向上及び小学校教育との円滑な接続について専門的な調査審議を行うため、令和3年7月、中央教育審議会初等中等教育分科会の下に、「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」が設置され、令和5年2月にその審議のまとめとして、「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」が取りまとめられました。その実施に際し、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）」（令和4年3月文部科学省）と「幼保小の架け橋プログラム」の実施に向けての手引きの参考資料（初版）」が策定されています。

※2 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼児期に育まれた資質・能力が現れている姿であり、幼児期のふさわしい遊びや生活の中で発達に必要な体験をとおして育まれる、5歳児後半に見られるようになる姿のことです。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1) 健康な心と体

幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。

(2) 自立心

身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。

(3) 協同性

友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。

(4) 道徳性・規範意識の芽生え

友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。

(5) 社会生活との関わり

家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。

(6) 思考力の芽生え

身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。

(7) 自然との関わり・生命尊重

自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。

(8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚

遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。

(9) 言葉による伝え合い

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。

(10) 豊かな感性と表現

心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

4 港区における保幼小連携・接続の取組

港区はこれまでに、どのようなことに取り組んできたのですか。

(1) 港区における保幼小の取組の主な経緯

- 港区では、幼稚園教育・小学校教育に関することは教育委員会事務局が、保育所保育に関することは子ども家庭支援部が所管し、幼児教育の振興、教育・保育の充実を図ってきました。
- また、幼稚園と小学校が同一施設内や近隣にある、校長と園長が兼任しているなどの物理的・人的な環境を生かし、各地域の実態に応じて、幼稚園、保育園と小学校との交流行事や交流活動、子ども同士、子どもに関わる保育士・教員同士の交流などが行われてきたところです。
- 平成22年に文部科学省より示された「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議（報告）」（以下、「報告書」という）を踏まえて、幼児期の教育の充実と小学校への円滑な接続を図ることを目的として、同年11月、港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会設置要綱に基づき、公立私立によらず保育園・幼稚園・小学校が連携するための会議体を設置しました。
- 港区保育園・幼稚園・小学校連絡協議会の下、幼児期の教育と小学校教育との接続のカリキュラムを策定するため、当該協議会の下にさらに検討部会を設置し、平成27年1月に子ども家庭支援部と教育委員会が協働して「みなときっずなび 「育ちと学び」をつなぐ 小学校入学前教育カリキュラム」を策定し、港区が目指す幼児教育推進理念を「幼児の生活に 豊かな学びを保障する」としました。
- その際、前述の報告書では、「幼児期から児童期にかけての教育においては、「三つの自立」（学びの自立、生活上の自立、精神的な自立）を養うことが必要である」とされたことから、「生活上の自立」につながる生活習慣・運動を「生活する力」、「学びの自立」につながる思考力・表現力を「発見・考え・表現する力」、「精神的な自立」につながる自己発揮・他者理解・規範意識を「かかわる力」とし、実践者が馴染みやすい言葉として、港区独自の「三つの力」として整理し、各園・小学校での活用を図ってきました。
- 平成29年に改訂された幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領では、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、育成を目指す資質・能力の明確化や「主体的・対話的で深い学び」が実現するようにすることが示されました。
- 現行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領については、教育に関わる側面のねらい及び内容に関して、更なる整合性が図られています。育みたい資質・能力として「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」が示されました。これらの資質・能力が5領域におけるねらい及び内容に基づいて展開される活動全体を通して育まれていったとき、幼児期の終わりごろには具体的にどのような姿として現れるのか、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化されています。併せて小学校教育との円滑な接続が重視されています。
- これらを踏まえ、これまでの港区が目指す幼児教育の推進理念「幼児の生活に 豊かな学びを保障する」の考え方はそのまま継続し、学校教育全体で育成すべき資質・能力、「幼児期の終わりま

でに育ってほしい姿」の考え方を新たに加え、港区の質の高い幼児教育の実現と、小学校教育への円滑な接続を図るため、現行「小学校入学前教育カリキュラム」（令和2年3月）を改訂しました。併せて、平成28年3月、5歳児の指導事例をまとめた「5歳児指導ポイント集」を作成、その後、令和5年3月に改訂しました。



（２）成果と課題

これまでの取組について成果と課題を整理しました。

港区では、どのような成果と課題がありますか。

① 連携体制の整備

- 成果** ・保幼小の各園・小学校に、保幼小の連携コーディネーター（担当窓口）の設置、19の小学校の学区ごとに保幼小合同研修会を行う仕組みを整備しました。
- 課題** ・小学校1校に対して、その小学校区域の公私立、保育園・幼稚園の数に差があり、連携や交流が進む区域とそうでない区域とがあるため、他の学区の実践について共有する必要があります。
- ・連携体制の枠組みを整備したものの、これまで関係性ができている園・小学校の中には入りにくいという声があります。これまで継続してきた取組を尊重しつつ、学区の中で互いの取組について理解を図り、質を高めるための工夫を考える必要があります。

② カリキュラム及びその活用

- 成果** ・現行の小学校入学前教育カリキュラムは、区内全ての公私立の保育園・幼稚園・小学校で活用されています。具体的には、園内での指導計画の作成の参考、保幼小合同研修会における共通の資料として、相互理解の一助となっています。
- ・小学校入学前教育カリキュラムのうちの5歳児カリキュラムは、5歳児で経験してほしい内容が明確で、自分たちの実践の振り返りに役立っています。
- 課題** ・現行のカリキュラムの期間は、5歳児1年間と小学校1年生1学期までのため、架け橋期のカリキュラムにするためには、期間を延長し、小学校1年生の終わりまでのカリキュラムの内容を考える必要があります。
- ・現行のカリキュラムは、小学校1年生1学期までの期間であり、教科等の内容を明示していないため、教科等の内容を理解したうえで、カリキュラムの内容の充実・改善を図る必要があります。とりわけ、学校種が変わる時期の、小学校の学習の入り口となる始期の指導については、子ども一人ひとりの学びや生活の過程を生かす工夫など、実効性を高めるカリキュラムにする必要があります。

③ 保幼小合同研修会の質向上

- 成果** ・現行の小学校入学前教育カリキュラムの周知とともに、その効果的な活用を図るため、平成27年度から保幼小合同研修会を実施しています。実施当初は、公私立の保育園・

幼稚園、区立小学校が一同に会して、年1回開催していましたが、地域の園・小学校の保育士・教員同士が、顔が見える関係性を大事にしながら進められるよう、基準日を設定し、小学校の学区ごとの開催へと切り替えました。毎年、5月中旬に区内19の区立小学校区域で実施することが定着しています。

- ・保育や授業参観後に、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視点にした協議会を行うほか、小学校のスタートカリキュラムの実践の理解を深めるなど、研修の内容の充実が図られています。また、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の理解を深めるために、互いに保育や授業を見合う、保育士・教員で協議をするなど、各学区で工夫しながら、幼児教育と小学校教育の相互理解を図っています。
- ・会の運営面では、各園・小学校に保幼小連携の窓口となる担当者をおき、事前に内容や役割分担を決めたうえで、自分たちで自律的に進めています。

課題 ・互いの教育内容や方法について、より一層理解を深めていくために、協議の論点を明確にするなど、工夫する必要があります。また、小学校区域の取組に回数や内容等の差が生じており、他の小学校区域の取組を共有したり参考にしたりすることで、その小学校区域の実態に応じて更なる工夫を図る必要があります。

④ 保幼小間の交流活動の質向上

- 成果** ・小学校の学区の実態に応じて、子ども同士の交流、保育士・教員同士の意見交換会、施設の利用等、様々な交流の取組が進んでいます。
- 課題** ・小学校の学区ごとに、交流の回数や、事前事後の振り返りの時間の確保が課題に挙げられています。運営の方法やスケジュール調整などについては引き続き、工夫しながら進めていく必要があります。

⑤ スタートカリキュラムの理解

- 成果** ・各小学校では「スタートカリキュラム」を作成し、小学校入学当初の指導に活用されています。
- 課題** ・小学校教員は、幼児期の経験を生かして学習を進めるとはどのようなことなのか、「スタートカリキュラム」の考え方を見直し、より一層の改善を図る必要があります。
- ・保育士・幼稚園教員は、「スタートカリキュラム」の意義や実際の実践状況を理解し小学校教育を見通して、指導を改善する必要があります。

⑥ 学びのつながりの理解

- 成果** ・保幼小の保育士・教員は、幼児教育と小学校教育の接続の重要性は理解しており、教育課程等の編成や実践に生かそうとしています。
- ・学びのつながりを互いに理解するために、港区では「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」という三つの力で整理しカリキュラムの接続を考えてきました。この「三つの力」は、幼児教育関係者には馴染んでおり、幼児期に身に付けてほしい力がイメージしやすくなりました。

課題 ・幼児教育と小学校教育がどのようにつながっているのか、保育園・幼稚園等で遊びを通して育まれた資質・能力を、小学校では、どのように育てていくのか、小学校ではどのように学習が始まるのかなど、学びのつながりについては、個々の保育士・教員の理解にとどまっています。

・港区独自の「三つの力」で示した「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」は、小学校学習指導要領では使用されていない言葉のため、小学校教員には幼児期に育まれた「資質・能力」との連続性がわかりにくく、十分に浸透していません。あらためて整理が必要です。

港区では、どのように架け橋プログラムに取り組むのですか。

(3) 架け橋プログラムを踏まえた港区の取組の方針

前述の(2)にあげた成果と課題から、「架け橋プログラム」の趣旨を踏まえ、現行「小学校入学前教育カリキュラム」に示された、幼児期の教育の推進理念「幼児の生活に 豊かな学びを保障する」や、スタートカリキュラムなどの基本的な考え方を引き継ぎつつ、港区全体で質の高い教育を推進していく港区スタンダードとして、以下を取組方針としました。

【育みたい資質・能力の連続性・一貫性を意識した取組】

○これまで使用していた「三つの力」(「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」と小学校教育で育成する資質・能力とのつながりが分かるように、幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領で示されている、「知識及び技能(の基礎)」「思考力・判断力・表現力(等の基礎)」「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で考えることにしました。保育士や幼稚園教員は、この三つの資質・能力で、育みたい資質・能力を見通すこと、育まれている資質・能力を読み取るにより、小学校教員と共通の視点で、子どもの見方や指導の連続性・一貫性をより意識することが可能となります。

【学びのつながりを一層、意識した取組】

○幼児教育を通して育まれた資質・能力が小学校教育へとつながる「学びのつながり」の理解を促すため、「小学校入学前教育カリキュラム」を「港区版、架け橋期のカリキュラム」として改訂し、港区のスタンダードとします。

○小学校で使用している教科書の単元を手掛かりに、具体的な学びのつながりについて検証します。特に、各教科の小学校教育の学習の始期の指導方法や、学びをつなぐ保育士・教員の関わり方について丁寧に解説しました。

【実行し、実効性につなげる取組】

港区の全ての子どもが格差なく、また、公立私立、保育園・幼稚園にかかわらず、質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及び架け橋期の教育の充実に取り組むことが重要であることから、特に、保育士・教員が学びのつながりについて理解を深め、教育内容や方法の改善に生かしていくことができるようにします。そのため、現場の保育士・教員にとっての「実効性」のある取組となるよう、事例から学びを深められるように構成しています。

(4) 改訂の要点

今回の改訂の要点は以下のとおりです。

港区では、どのように改訂したのですか。

- ① カリキュラムの期間を架け橋期の2年間に広げ、2年間のつながりの中で整理しました。



架け橋期をさらに期で分けたのはなぜですか。

- ② 架け橋期の2年間を、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期の3期に分けました。

Ⅰ期は5歳児の前期、Ⅱ期は5歳児後期から1年生前期まで、Ⅲ期は1年生の後期を指しています。特にⅡ期は、次の期の移行の期として、5歳児と1年生を一体的に捉えることによって、より一層、学びのつながりを意識できるようにしました。(図1)

- Ⅰ期 (5歳児前期) ⇒ 幼児期の教育が行われている
 Ⅱ期 (5歳児後期から1年生前期) ⇒ 次の期への移行の教育が行われている
 Ⅲ期 (1年生後期) ⇒ 小学校の教育が行われている

(図1)



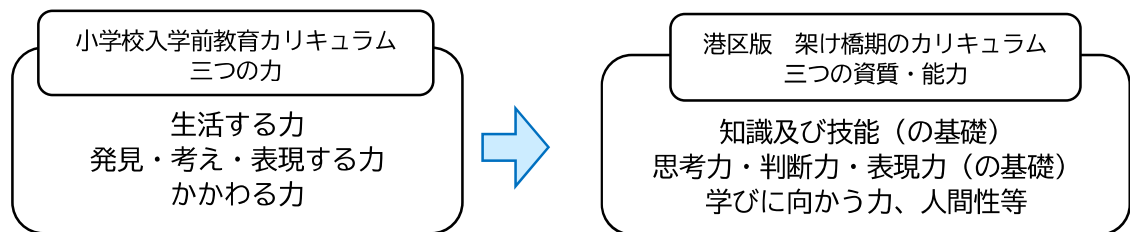
- ③ スタートカリキュラムの考え方は入学当初のみならず、1年生の終わりまでつなげることが重要であることから、以下の4点に留意することとしました。

- ・一人ひとりの児童の成長をデザインする
- ・児童の発達の特性を踏まえて、時間割や学習活動を工夫する
- ・生活科を中心に合科的・関連的な指導の充実を図る
- ・安心して自ら学びを広げていけるような学習環境を整える

④ 幼児教育と小学校教育の共通の視点を設定しました。

- ・期待する子ども像
- ・発達の流れ
- ・園での体験や経験と各教科等の学習のつながり
- ・指導上の留意点
- ・環境の構成

⑤ 幼児教育において育みたい資質能力である「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性等」は、小学校教育以降の「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力・人間性等」につながっています。これまで使用していた「三つの力」（「生活する力」「発見・考え・表現する力」「かかわる力」）を、三つの「資質・能力」でつながりを考えることとしました。



⑥ 多くの実践を掲載し、学びのつながりの理解が深まるように工夫しました。

「期待する子ども像」はどのように決めたのですか。

(5) 「期待する子ども像」の共有

「架け橋プログラム」では、子どもに携わる大人が立場を超えて「期待する子ども像」を話し合うことが重要であるとされています。

幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領で示されている三つの資質・能力である、「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」に基づいて学校間の接続を整理していることから、「期待する子ども像」について協議しました。

架け橋期の2年間を見通し、架け橋期の終わり、つまり小学校第1学年の終わりの姿をイメージし、「港区の子どもの現状」「港区という地域の特性」「幼児期から児童期への発達」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」「幼稚園教育要領等や小学校学習指導要領」「保護者や地域の願い」など、これらを勘案し、Ⅰ期、Ⅱ期の期待する子ども像を出し合い、三つの資質・能力が一体的に育まれている姿として各期の姿（図2）を考えました。

(図2)

期待する子ども像		
I 期 5歳児4月～9月	II 期 5歳児10月～1年生9月	III 期 1年生10月～3月
・自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせる ・友達と互いの思いや考えなどを共有して、共通の目的の実現に向けて考えたり、工夫したりする	・みんなと楽しみながら関わり、目的に向けて、自分で考えたり、工夫したり、協力したりしながら、あきらめずにやり遂げる ・様々な活動（授業）を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、必要感をもって取り組み、自信をもって行動する	・経験で得たことを生かし、主体的に学習に取り組む ・学級の一員としてみんなでやることの楽しさを感じ、見通しをもって粘り強く取り組む ・自己発揮や自己調整する中で、自分の世界を広げていく

(6) 教育・保育の流れの全体図（イメージ図）

これまでの基本的な考え方を引き継ぎつつ、新たに架け橋期の教育を位置付けました。

